

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月25日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 8 号

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>様式（第 4 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 1034 1106 1359"><tr><td data-bbox="232 1034 1106 1359">略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県人事委員会に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の<u>不服申立て</u>に</td></tr></table>	略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>不服申立て</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>不服申立て</u> に	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 略</p> <p><u>(人事委員会が定める措置)</u></p> <p><u>第 1 条の 2 分限に関する条例第 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに同条第 2 項の人事委員会が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。</u></p> <p><u>(1) 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。</u></p> <p><u>(2) 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。</u></p> <p><u>(3) 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。</u></p> <p><u>(4) その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。</u></p> <p>様式（第 4 条関係）</p>	
略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>不服申立て</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>不服申立て</u> に			
<table border="1" data-bbox="232 1034 1106 1359"><tr><td data-bbox="232 1034 1106 1359">略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県人事委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の<u>審査請求</u>に対</td></tr></table>	略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>審査請求</u> に対	<table border="1" data-bbox="1160 1034 2027 1359"><tr><td data-bbox="1160 1034 2027 1359">略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県人事委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の<u>審査請求</u>に対</td></tr></table>	略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>審査請求</u> に対
略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>審査請求</u> に対			
略 (注) 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に佐賀県人事委員会に対して <u>審査請求</u> をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、 <u>することができない。</u> 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の <u>審査請求</u> に対			

改正前	改正後
<p>対する人事委員会の<u>裁決又は決定</u>を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、人事委員会の<u>裁決又は決定</u>を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>を行った日から3か月を経過しても<u>裁決又は決定</u>がないとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>不服申立て</u>に対する人事委員会の<u>裁決又は決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は)を被告として、提起することができる。ただし、この期間内であっても、人事委員会の<u>裁決又は決定</u>があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができない。</p>	<p>する人事委員会の<u>裁決</u>を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、人事委員会の<u>裁決</u>を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>を行った日から3か月を経過しても<u>裁決</u>がないとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>に対する人事委員会の<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は)を被告として、提起することができる。ただし、この期間内であっても、人事委員会の<u>裁決</u>があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができない。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。